

令和6年度 社会福祉法人八葉会「本部事務局」事業計画

『人間に生まれるは大いなる歓喜なり』の教えを継承し、すべての児童とすべての家庭の最善の利益の実現を目指します。

1 事業方針

児童が個人として尊重され最善の利益を実現できる未来社会の構築に資することを使命とし、児童福祉の中核的役割を果たすため、法人の機能強化（高機能化・多機能化）を図ります。

2 事業内容

(1) 児童の権利擁護の徹底

- 法人職員を対象にした研修の実施
- 入所・利用児童への周知

(2) ガバナンスの強化

- 法人経営に係る役員会等の開催
- 法人役員等を対象にした実務研修会の実施
- 諸規定の整備

(3) 法人運営の透明性の確保、財務規律の保持

- ホームページ・けいあい新聞等を活用した情報開示
- 措置費・補助金の効果的取得と運用（資金投入および財務諸表の理解と活用）

(4) 計画的再投資

- 社会福祉充実計画に基づく事業の推進（「分園型グループホーム」）
- 地域福祉ニーズを踏まえた事業検討（「重症心身障がい児等支援」等）
- 駐車場の確保（来訪者および職員増加への対応）

(5) 地域における公益的な取り組み

- 防災拠点（福祉避難所）としての機能強化
- 物的資源の提供（交流ホール等貸し出し）
- 人的資源の地域還元（専門性の有する職員等の派遣）
- 困窮者支援（フードパントリー機能の充実）
- 地域活動への参加・協力

(6) 事業間連携

- 法人内事業連携の強化（経営・運営会議の充実および合同研修等の実施）

(7) 支援者・団体とのつながりの強化

- 地域住民等とのつながりの強化（行事への参画、交流機会の確保）
- 協賛寺院との繋がり強化（「視察研修会」「勉強会」等企画）
- 賛助会員の加入促進および情報発信（会員の集い等）

(8) 人材の確保・育成、職場環境整備

- 人材の確保（養成校への講師派遣、養成校との情報交換、実習生の積極的受け入れ等）
- 人材育成および資格取得の推進
- 働き方改革関連法に基づく労務管理の徹底
- 職場環境の整備（各種ハラスメント防止の取り組み）
- 多様な働き方（勤務形態等を含む）に関する検討
- 研修体形の強化・充実
- 児童養護施設の地域分散化に伴う職員の確保

(9) 法改正等への対応

- 「改正児童福祉法」「長野県社会的養育推進計画の見直し」等を踏まえた対応
- 各種福祉計画等の調査研究

令和6年度 児童養護施設「恵愛」 事業計画

1 事業方針

- (1) 児童の権利擁護に努めます。
- (2) 児童の声（意見表明）を大切にします。
- (3) 専門性を活かしたチーム養育に努めます。

2 事業内容

- (1) 入所児童の回復支援
 - 専門的ケアや心理的ケア等の治療的支援の実施
 - 児童の心身の安全性の確保
 - 信頼関係の構築や自尊心を取り戻すための日常の継続支援の実施
- (2) 入所児童の家族再統合
 - 家族関係支援プログラムに基づく支援の実施
- (3) 入・退所児童等の自立支援
 - 年齢や発達段階に応じた自立訓練の実施
 - 自立支援計画票に基づく支援の実施
- (4) 里親支援
 - レスパイトケア及び訪問等支援の実施
- (5) 地域の子ども・家庭への支援
 - 子育て短期支援に係る事業
 - 地域住民等からの相談に係る対応
- (6) 福祉人材の育成および確保・定着
 - 社会福祉士・保育士等を目指す人材の実習受入れ
 - 各種養成校や地域への講師派遣
- (7) 関係機関等との連携
 - 長野県児童福祉施設連盟・児童相談所・里親・法人内他事業 等
- (8) 専門性の強化
 - 各種研修への参画および企画
- (9) 地域分散化に向けた準備
 - 職員研修の実施
 - 職員体制の強化（職員定数等確保）
 - 児童及び保護者への説明

令和6年度 児童発達支援事業、放課後等デイサービス 「けいあいフレンズ」事業計画

1 事業方針

[児童発達支援]

児童福祉法に基づき、心身に障害のある未就学児の日常生活における基本的な生活習慣の習得と集団生活への適応ができるよう支援を行います。

[放課後等デイサービス]

児童福祉法に基づき、心身に障害のある就学児童の生活能力の向上のために必要な支援を行います。

2 事業内容

(1) 個別支援計画に基づいた支援

○利用児童の年齢、特性、家庭環境等を考慮

(2) 医療的ケア等が必要な児童や重度の障害がある児童等へのきめ細やかな支援

○職員体制の整備および専門性の向上

(3) 地域の社会福祉ニーズへの貢献

○地域の障害福祉計画・障害児福祉計画等に挙げられた課題への対応を検討

(4) 保護者および事業所の情報共有・交換の場の確保

○「保護者会」「ふれんずのわ」等の開催および参加

(5) 事業間連携

○相談支援事業所「けいあいエール」等との連携による利用しやすい環境づくりと支援の質の向上

(6) 関係機関連携

○学校、保育所、千曲・坂城自立支援協議会等関係機関との連携

(7) 地域資源を活用した支援

○協賛寺院との繋がり、地域ボランティアによる読み聞かせ等

(8) 専門性の強化および人材育成

○各種研修への参画（虐待防止、権利擁護、たん吸引、医療的ケア、緊急時対応 等）

○資格取得の推進（児童発達管理責任者、強度行動障害 等）

(4) 安全対策

○BCP（事業維持計画）の見直し

○児童見守りスペースの拡張等を検討

令和6年度 児童家庭支援センター 「けいあい地域子育て支援相談室」事業計画

1 事業方針

- (4) 児童の最善の利益の実現を目指し、関係機関との協働により総合的な支援を行います。
- (5) 相談者が相談しやすい環境づくりに努めます。
- (6) 地域から求められる支援・援助・指導等に積極的に応じます。

2 事業内容

(1) 地域・家庭からの相談に応じる事業

○地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童に関する家庭、その他からの相談のうち、専門的な知見及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行います。

(2) 市町村の求めに応じる事業

○市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行います。

(3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導

○児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性のある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行います。

(4) 里親関係等の支援への協力

○里親やファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行います。

○里親支援専門相談員を中心に、里親支援運営協議会の開催、里親の新規開拓、里親制度の普及啓発、里親サロンの開催等各関係機関の事業へ引き続き参加していきます。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

○児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援施設、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行います。

(6) その他

○子どもの居場所づくりとして相談室独自で実施する「わくわくスペースけいあい」を5ヶ寺で継続し、相談や助言等必要に応じて対応できるよう努めます。

令和6年度一時保護専用施設「けいあい MORE」事業計画

1 事業方針

- (1) 小規模かつ開放的な空間での適切なケア体制を確保し、長期化するケースにも対応します。
- (2) 保護委託児童の権利擁護に努めます。
- (3) 児童相談所および関係自治体等と連携を図り児童の最善の利益の実現を目指します。

2 事業内容

(5) 児童の緊急保護に係る事業

- 24時間365日の見守り体制の整備および受入れ

(6) 児童の短期入所指導に係る事業

- 専門職等による生活指導
- 就学の保障等に係る取り組み

(7) 児童の行動観察に係る事業

(8) 子育て短期支援事業

(9) 関係機関等との連携

- 長野県児童福祉施設連盟・児童相談所・里親・法人内他事業 等

令和6年度 児童家庭支援センター 「けいあい地域子育て支援相談室」事業計画

1 事業方針

- (7) 児童の最善の利益の実現を目指し、関係機関との協働により総合的な支援を行います。
- (8) 相談者が相談しやすい環境づくりに努めます。
- (9) 地域から求められる支援・援助・指導等に積極的に応じます。

2 事業内容

(1) 地域・家庭からの相談に応じる事業

○地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童に関する家庭、その他からの相談のうち、専門的な知見及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行います。

(2) 市町村の求めに応じる事業

○市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行います。

(3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導

○児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性のある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行います。

(4) 里親関係等の支援への協力

○里親やファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行います。

○里親支援専門相談員を中心に、里親支援運営協議会の開催、里親の新規開拓、里親制度の普及啓発、里親サロンの開催等各関係機関の事業へ引き続き参加していきます。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

○児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援施設、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行います。

(6) その他

○子どもの居場所づくりとして相談室独自で実施する「わくわくスペースけいあい」を5ヶ寺で継続し、相談や助言等必要に応じて対応できるよう努めます。

令和6年度 相談支援事業所「けいあいエール」事業計画

1. 事業方針

障害の種別を問わず、障害児・者自らが望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握したうえで必要な福祉サービスの利用の支援を行ないます。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添った支援を行ないます。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点事業所、その他関係機関と連携し、チームアプローチの支援を行ないます。

2. 事業内容

(1) 障害児相談支援事業

①計画相談支援（障害児相談支援）

- 障害児支援利用援助：障害児通所支援利用者に対する支援利用計画の作成およびサービス事業所等との連絡調整
- 継続障害児支援利用援助：サービス等利用状況の定期的検証および計画の見直し(モニタリング)

②基本相談支援

- 利用者等が社会生活を営む上での相談の受付

(2) 地域生活の支援を担う事業

- 常時連絡体制の確保、緊急時における相談と機関連携、コーディネート及び必要な支援の実施

(3) 専門的な人材の確保及び養成

- 医療ケアが必要な障害児・行動障害のある障害児に対する専門的対応と体制確保・事業所間連携
- 専門性の向上（研修会・学習会等への参加）
- 人権感覚の涵養（利用者等の権利擁護に係る内外研修への積極的参加と企画・実施）

(4) 関係機関連携

- 関係市町村および障害福祉サービス事業者等、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携による総合的サービスの提供
- 法人内各事業との情報共有・連携強化

(5) 地域の体制作り

- 基幹相談支援センター・特定相談支援事業所・地域の相談支援専門員との連携（相談部会への参加等）・地域の多様なニーズ・課題に対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築

(6) その他

- BCP（事業持続計画）の見直し
- 障害福祉サービス等報酬改定（令和6年度）に伴う各種加算取得と効果的な運用